

---

◇鈴木正洋君

○議長（森元淑雄君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

（3番 鈴木正洋君 登壇）

○3番（鈴木正洋君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

1番目、まずは再生可能エネルギー設備の設置に対する指導要綱の整備を。

四天地の山の斜面に、大規模な太陽光発電所があります。この施設の建設時に、近隣住民との間でトラブルが起きていました。初めに聞いていた話よりも近接して建てられた、施設区域内からの排水が道路にあふれた、強い反射光が家屋内に差し込む等々、幾つかの問題がありました。その後、事業者と近隣住民との間で話し合いが持たれ、問題は解決が図られました。

太陽光発電など再生可能エネルギー設備については、近隣住民との間でトラブルが全国的に多発しています。それを防ぐため、設備を建設する際には、役場や近隣住民への事前説明を義務づけることなどをうたった指導要綱を設けている自治体があります。美郷町もそれに倣うべきではないでしょうか。

災害を防ぐ上でも、指導要綱は重要です。四天地の場所をハザードマップで確認すると、土石流危険渓流の氾濫域となっており、大雨などの際に危険を感じます。今後、そのような場所への設置は認めないようにすべきです。

以上、再生可能エネルギー設備の設置に対する指導要綱を設けることについて、ご見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、1ヘクタール以上の林地開発を行う場合は、森林法第10条の2の規定により県知事の許可が必要となります。特に、ソーラーパネルを設置しようとする場合は、「太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則」により、林地開発許可を受けるために留意すべき事項が定められております。

一方、1ヘクタール未満の林地開発を行う場合は、事業者は町に対して森林法第10条8の規定に基づき、「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出し、町は届出書の内容を確認の上、不備がなければ確認通知書を交付することになっております。これらの手続は許認可に当たるものではないため、事実上規制ができない状況となっております。

ご質問の指導要綱の整備につきましては、自治体内にソーラーパネルを設置しようとする事業者があった場合、指導を行うこととする要綱を制定している他自治体の事例もありますので、町においても同様の要綱の制定について検討してまいりたいと存じます。

また、町内の土石流・急傾斜地特別警戒区域は全部で52箇所あり、四天地地区の太陽光発電施設設置箇所については、土石流・急傾斜地特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンには入っておりませんが、土石流・急傾斜地警戒区域、いわゆるイエローゾーンが一部に入っている状況です。建築物を土石流・急傾斜地特別警戒区域に建築する場合は構造規制や移転勧告をする場合がありますが、土石流・急傾斜地警戒区域のイエローゾーンに建築する場合は、法的な規制はございません。太陽光発電施設につきましては、工作物に区分され、県、町の建築確認が必要な建築物ではないことから、規制することのできる施設ではありませんが、さきに申し上げました指導要綱等の制定により、指導することを検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○3番（鈴木正洋君） 続きまして、スクールバスの利用における距離条件の緩和を。

スクールバスの利用に当たっては、小学校は3キロ以遠、中学校は6キロ以遠、冬期間4はキロ以遠と、家から学校までの距離による条件が決められています。それを冬期間だけでも緩和することはできないものでしょうか。

「4キロ以遠」という条件は、かなり過酷であると感じます。自動車の運転免許を持つ大人の感覚では、冬場に4キロの道のりを歩くことなど、まず考えられません。また、通学環境は一樣ではなく、家並みが続く町部を歩くのと、吹きさらしのホワイトアウトの中を歩くのとでは、安全性と疲労度は全く違います。

このような観点から、町教育委員会が条件を一律に決めてしまわず、判断を学校側に委ねてもよいのではないかと考えます。加えて、通学環境の厳しい地域は、適宜の判断により、バス乗車を認めてあげたほうがよいと考えます。児童生徒数が減少すれば、バス利用の対象地域を広げていきます。条件を毎年度見直していくことが必要だと考えます。

以上、スクールバス利用における距離条件の緩和、そして運用判断の分権化と柔軟な対応に関して、ご見解をお伺いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

スクールバスを利用できる町教育委員会が定めた基準につきましては、小学校で通学距離が3キロメートル以上、中学校で冬季以外の利用が6キロメートル以上、冬季利用が4キロメートル以上としてきました。この基準につきましては、文部科学省の「徒歩や自転車による通学距離を、小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内」という指針を基に定めております。

例えば、文部科学省が平成27年に公表した学校規模適正化の「手引き」では、徒歩や自転車による通学距離とストレスとの関係性について、小学校5年生と中学校2年生を対象に調査研究を行い、その結果を述べております。そこでは、小学校で4キロメートル以内、中学校で6キロメートル以内という通学距離の範囲について、気象等に関する考慮要素が少ない場合に、ストレスが大幅に増加することが認められなかったとしておりました。これらを踏まえまして、町教育委員会では、冬の通学環境が厳しいことを考慮しまして、小学校で文部科学省の4キロメートル以内のところを3キロメートル以内とし、中学校で冬季において、6キロメートル以内のところを4キロメートル以内としているところであります。

スクールバス利用の現在の状況であります。今年度の中学校の利用人数は195人であり、そのうち1年間の利用が137人、冬季利用が58人となっており、全校生徒の約47.5%の生徒が利用しております。また、バス1台当たりの乗車人数は平均で33人であり、最も多いところで42人、最も少ないところは23人です。仮に、利用できる距離の条件を緩和した場合には、利用者の増加によって、乗車時間が非常に長時間になる生徒も出てきます。このような中で、ご質問にありました、利用基準を学校に委ねた場合や、町教育委員会で基準を柔軟にした場合には、その基準の設定が難しくなり、対応に困難を来すと考えております。

一方、冬季間の通学路の安全確保につきましては、建設課と連携しながら、除雪を含めた安全確保に努めてきているところであります。また、強い吹雪のときなどには、緊急メールなどにより各家庭にご協力をお願いし、安全確保に取り組んできたところです。

以上のことから、現段階においては、スクールバス利用の距離条件の緩和や利用基準を柔軟にしていくことは難しいと考えております。

なお、私の教員としての経験からですが、子供たちが学校に、自分の意思で、意欲をもって学びに行くという姿勢を育てるためには、自分で歩いて、または自転車通学で、少し汗をかいて校門をくぐる事が大切なように感じてきたところであります。

以上であります。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） 現段階では難しいというご答弁でしたけれども、私の経験といたしますか、私2キロ以上歩いて学校に通ったことがございません。小中高と、全部2キロ以下です。

現実的に、子供に冬場4キロを歩かせるというのは、非常に厳しいことであるというふうなことは私思います。ほかの自治体で、どれぐらいの基準でバスに乗車させているかというのを調べてみましたけれども、例えば西日本の、雪の降らないような地域でも2.5キロ以上で乗せているようなところも結構あるようでありました。ですので、現段階、いろいろバスの台数ですとか運転手の人員ですとか、そういう使える、使用資源に限りがあるのも分かりますし、現段階では距離条件の緩和などをしていくのが難しいというのは分かりましたが、今後条件が整い次第少しずつ緩和していくと、毎年度のように固定的に考えてしまわずに、今後も随時条件を見直していくということが大切ではないかと思いますが、その件についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） 近隣の自治体の状況ということも、西日本の例ということでありましたけれども、この付近では冬場、大仙市も横手市も仙北市も、まず基本的には文部科学省の基準で、小学生は4キロメートル以内、中学生は6キロメートル以内という原則は変えないで、ただ地域の特性を考慮して、特別な対応をするところはあるという感じで行っております。ですから、それに比べると美郷町は小学校で3キロメートル以内、通年ですけれども、ということ、あるいは中学生で4キロメートル以内としているのが、近隣のところに比べてもまず配慮した基準で一応運用しております。

そのようなことで、現在のところ中学生の4キロメートル、徒歩というのは、ある程度体力がついてきておりますので、非常にきついというようなことは、直接は、こちらには来ていない、聞こえてきてはいない状況であります。それぞれの体力ありますので、難儀だと思っている子供たちはそれなりにいるかと思いますが、それぞれの状況において頑張っている通学していると、その中で心も体もある意味では鍛えられているという面もあるのではないかとこのように思っております。

その辺のところを現在の状況では判断しておりますので、今後継続してということですが、時間がたって、それでどうかということは、それぞれ通学状況については、注意深く見ていくということはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○3番（鈴木正洋君） それでは、続きまして、都野・東君堂線に暴風雪柵の設置を。

都野・東君堂線は冬期間、吹雪による交通障害が多く発生しています。自動車が単独で吹きだまりに突っ込んだだけで済めば「まだまし」ですが、近くを歩いていた通学中の子供たちを巻き込むような事故につながったとすれば、一大事です。

美郷町内の道路交通網における動脈ルートであり、通学路としても使われている都野・東君堂線に、防風雪柵を設置することはできないものか。全区間への設置が難しいとなれば、境田よりも北の区間だけでも設置することはできないか、ご見解をお伺いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

都野・東君堂線における防雪柵の設置についてですが、この路線は南北に長い路線となっており、場所によっては強風を遮る建物がなく、西側からの強風によって吹きだまりが発生することがあることは承知しております。そのため、通常の早朝除雪のほかに、日中歩道を歩けないほどの積雪がある場合や吹きだまりが発生している場合などは、下校時間に合わせて歩道除雪を実施してきているところです。

なお、車道除雪も日中の降雪状況によっては、その都度除雪を行い、交通障害が生じないように努めてきております。

しかしながら、昨年のような大雪の場合、除雪後一定時間経過しますと、また吹きだまりが発生してしまう状況となり得ます。そのため、当該路線と同様に南北に走る路線については、今冬、通学路を中心に吹きだまりの発生状況を調査してまいりたいと存じます。

なお、申すまでもありませんが、防雪帯の整備にはかなりの予算を必要とします。そのため、一定の基準を設けて整備の是非を検討することが必要となりますので、今冬の調査結果等を踏まえ、今後その設置基準を定めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） 基準などを設けて今後考えていくということでしたけれども、暴風雪柵の整備にはかなりの予算がかかるということは私も理解しております。

交通障害を防ぐということが目的ですので、暴風雪柵の設置が財源、予算的に難しいのであれば、例えば幅員を示す光る表示サイン、ポールですとかワイヤーロープを設置するなどという、そういう視認性を高めるという方法で対応をするということも考えられますので、ぜひそれらもご検討いただきたいと考えますが、この件についてご見解をお伺いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

今冬、調査結果を踏まえて基準を定めるということは、議員おっしゃったことも含めて検討することになりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○3番（鈴木正洋君） 通学路に防犯灯の増設を。

暗くなってから帰路に就く中学生がたくさんいます。夜間の安全性について確認すると、防犯灯の設置されていない場所があります。その一つが赤城扇田線です。歩道は立派ですが、防犯灯は集落の近くにあるだけで、集落と集落の間は暗く、非常に心もとなく感じます。

歩道付きの通学路には、家並みが続いている区間にも、防犯灯を設置すべきではないでしょうか。通学路における防犯灯の整備計画について伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

防犯灯につきましては、町では現在2,848基を設置、管理しております。

防犯灯の設置基準としては、次の要件のいずれかを満たすこととしております。1つ目が、小中学校児童生徒の通学路として利用されていること。2つ目が、不特定多数の町民等が通行する場所であること。3つ目が、犯罪、事故が既に発生、または発生の恐れがある場所。4つ目が、設置により農作物等に悪影響を与えない場所などとしております。これまで、このような基準の下、地権者の合意や地域の総意を得て設置をしており、令和2年度は5基を設置しているところです。

議員ご質問の、美郷交番から扇田地区への町道赤城扇田線については、電力柱のある区間及び交差点に防犯灯を6基設置しておりますが、議員おっしゃったとおり、一部区間では防犯灯に集まる害虫の影響の関係で設置できずにいるところです。こうした設置が難しい箇所については、今後、歩行者や自転車の安全性を現状以上に向上させる代替案について検討してまいりたいと存

じます。

また、通学路につきましては、毎年、通学路の変更箇所や危険箇所について各学校から聞き取りを行い、大仙警察署、建設課、住民生活課及び町教育委員会で合同点検を実施してきておりますが、防犯灯についてはその点検対象としてきておりませんでした。今後の合同点検の実施に当たっては防犯灯もその対象とし、日暮れ後の通学路の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○3番（鈴木正洋君） 消雪道路の改修工事は商店街を優先して。

中央通り線の消雪施設改修工事が今年度から始まりました。初めに施工された鑓田の一部区間で効果の検証を行い、結果がよければ年次計画を策定し工事区間を広げていくことになっていきます。この施工の順番についてですが、馬町などの商店街を優先してほしいと考えております。

鑓田から琴平にかけての「北区間」は、ゆるやかな勾配がある土地の上に道路が敷かれています。それに対して、西高方町から馬町、米町までの「南区間」は勾配がなく、水を流すために道路のセンター部分を盛り高くしています。「道路が横に傾斜していて歩きにくい」「冷えた朝に路面の氷で足を滑らせて転んでしまった」といった苦情が多く寄せられるのは、この区域です。商店街の真ん中にあり、無雪期でさえも歩きにくい区間の改修を優先すべきではないでしょうか。ご見解をお伺いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

消雪道路の改修工事についてですが、この路線は旧国道または旧県道から町道に移管されたもので、50年ほど前に消雪施設が設置されております。

町では従来の凹凸型消雪ノズルを、平成21年度に約9,000万円を投じて、埋込型消雪ノズルに全線改良するとともに、舗装面も流水性を担保するよう全線改修し、現在に至っております。

しかし、消雪用の配水管は更新しなかったため、錆びて漏水している箇所が生じている可能性があります。この漏水によって消雪散水量が不安定になり、消雪機能が十分に果たされない、あるいは漏水による路盤軟弱化によって舗装割れが発生し、消雪機能が十分に果たされていないなどの可能性があるものと認識しております。

こうしたことから、今年度は、舗装割れが著しい鑓田地区の一部について、配水管の交換及び

消雪ノズルの交換、舗装面の全面改修に着手したところで、今年度施工した150メートル分につきましては11月に完成し、消雪施設の順調な散水を確認しております。その結果、先般の降雪の際にはきちんと消雪がなされ、消雪機能も順調と認識しております。

なお、それ以外の区間については、全線にわたってバルブの調整、それから補修を行いつつ、米町にある井戸の洗浄を行い、消雪水量の安定化を図ったところです。

今後の対応についてですが、今年度実施した箇所から一定距離南下し、舗装割れが著しい箇所の改修を行った後に、消雪水量が著しく少ない箇所、あるいは路面勾配の関係で路面散水に課題がある箇所を優先して改修する方針とし、対応してまいりたいと存じます。

なお、限られた財源の中で、町全体に広く存在する整備必要箇所を、バランス感をもって対応していくためには、かなりの予算を要する当該路線の改修工事について、複数区間を同時並行で実施することは困難で、さきに鈴木議員の一般質問にお答えしたとおり、投下予算規模を考えながら年次計画で対応してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。